

第28回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年2月17日（火）午後1時35分から午後3時55分

2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員）太田秀栄，小泉茂樹，咲間まり子，中村マキ子，堀田秀一，南智樹，
村山浩昭，矢作淳

（五十音順，敬称略）

（説明者）佐藤家裁事務局長，大松首席家裁調査官，角掛首席書記官，菅原訟廷
管理官，佐藤主任書記官

（事務局）鈴木家裁事務局次長，今井地裁総務課長，今野家裁総務課課長補佐，
石井地裁総務課庶務係長

4 議事等

- (1) 東日本大震災に関連する事件処理における盛岡家庭裁判所の取組についての説明
- (2) 成年後見制度についての説明
- (3) 意見交換（◎委員長，○委員，■説明者）

【東日本大震災に関連する事件処理における盛岡家庭裁判所の取組について】

- 震災の影響は，子どもや高齢者などいわゆる社会的弱者に大きくなる傾向がありますが，家庭裁判所がきめ細かく迅速な対応をしていることが分かりほっとしました。
- 岩手県が把握している震災孤児は94人ですが，家庭裁判所には迅速な手続により，未成年後見人を選任していただき，感謝しています。

ところで，震災孤児の未成年者には，多くの義援金等が寄せられたわけですが，その後，後見人がどのように管理しているか，また，その後見業務を

どのように監督されているか教えてください。

- 後見人が、未成年者のより良い生活のため、身の回りの世話とそれにかかる生活費の適正な管理ができているか、間違っても後見人自身のために流用していないかといった点に重点をおいて監督しています。

震災のために親を亡くした状態で生活せざるを得なくなった未成年者のうち、盛岡管内の家庭裁判所で後見人を選任した未成年者は89人います。そのうちの多くは後見制度支援信託という制度を利用して多額の財産を将来のために適正に保管しています。

この制度を利用すると、一旦信託銀行に預けたお金は、必要が生じた場合でも家庭裁判所の許可を受けなければ、後見人といえども勝手におろすことはできません。

さらに、1年に1回は後見人から後見事務についての報告を受けています。

この他にも、専門職後見人と言われる弁護士や司法書士を追加して選任し、身の回りの生活の世話を親族後見人に、財産のことについては専門職後見人に分けて行っていただき、1年に1回の後見事務報告を受けるという方法を採ることもあります。

- 震災によって裁判所が受けた被害についてお聞かせ下さい。

- 裁判所も被害を受けましたが、幸い人的な被害は免れました。

沿岸部の裁判所のうち、大船渡の裁判所は1階が水没しましたが、いち早く記録等を2階に移した機転により、早期に業務を再開することができました。

また、釜石の裁判所は、高台にあることから地震や津波の被害から免れ、被災後数日間にわたって、多くの避難者を受け入れることができました。

- ◎ 他にも、盛岡の裁判所から沿岸の裁判所に支援物資を送ったりしました。

さきほど、職員の人的被害は免れたと御説明しましたが、職員の家族の中には震災の犠牲になられた方もいました。

- 職員の増員による震災への対応はあったのでしょうか。
- 直ちに増員することは難しいので、地裁の職員を家裁に振り向けて、増加する家事事件の処理に当たったり、本庁から沿岸の裁判所へ職員を派遣して、事務処理に当たりました。
- 被災にあったときほど人々がお互いを思いやっていかねばならないと思うのですが、震災により離婚が発生したのは、夫婦の気持ちが離れたためなのか、子どもを亡くしたためなのか、どのように見ているのですか。
- ◎ 被災地域の調停協会の勉強会や会合に参加した際、子どもや身内を亡くされたことから精神的に前向きになることができなかつたり、仮設住宅での生活や親戚の家に居候するストレスで夫婦間の意思疎通がうまくいなくなつたため調停の申立てや相談に来られた事例があったと聞いています。
- お互いを思いやるという気持ちから、調停において離婚を思いとどまらせることはできないのでしょうか。
- ほぼ離婚が成立するであろうというときに、震災が起きて、離婚しなくても離婚しなくてはならない人たちがいる中で、自分たちは離婚する訳にはいかないということで、調停が取り下げられた事例がありました。

盛岡調停協会では、被災者に寄り添う立場でなければいけないという観点から、沿岸の調停委員を講師として招いて勉強会を行っています。

震災から間もなく4年経とうとしており、落ち着いたことから、遺産分割調停事件の申立てが増えてきているように感じますが、内陸のせいか、震災を原因とする離婚調停が増えているとは感じていません。
- ◎ 離婚調停として申し立てられた場合でも、調停の席で事情や気持ちを十分にお聞きしたり、何が原因なのか話し合い、円満解決を求めるような進め方をするようにしています。
- 阪神淡路大震災の時は、2、3年後に児童虐待や少年非行が急増しました。東日本大震災でも、3、4年後にそれらの事件が増えるのではないかと心配

していましたが、虐待や非行の相談件数は、減少しているところです。裁判所では少年事件の件数に変化はありますか。

■ 減少しています。

阪神淡路大震災では、3年後くらいに事件が増えたと聞いていましたが、東日本大震災後は減少したままです。

◎ 阪神淡路大震災の経験が、生きているのではないかと思います。物的支援の他に、心のケアに取り組まれた効果かもしれません。

【成年後見について】

- 親族が後見人の場合、本人の財産から家族の生活費として支出することができる部分があると思うのですが、本人の財産で後見人が家族の生活費として使うことができる財産とそうでない財産の線引きはどうなっていますか。
- 例えば、妻が夫の後見人で、夫が後見状態となる前は妻が夫の年金で生活していた場合は、従前と同じ扶養の範囲内ならその支出に問題はありません。収支予定表を作成する際に、家計の状況を確認して支出の助言をしたり、祝い金などの臨時的な支出については、随時相談をしていただくよう説明して適宜助言をしています。
- 後見人の横領について何か、防止策のようなものがあるのかお聞かせください。
- 原因分析をしたところでは、その1つとして、職務の理解不足から誤った財産管理をしてしまうことが考えられるので、選任時には更にきめ細かく職務の説明をし、確実に理解していただくようにしています。

また、多額の流動資産がある場合には、後見制度支援信託を利用して、信託銀行に預けることも不正を防止する有効な方法と考えて推進しています。

さらに、監督事務を行うに当たって不明な点等がある場合には、いつでも裁判所に相談していただくようアナウンスしています。

○ 親族が後見人として選任された事件について、その後、財産が多くなったために専門職後見人を追加選任したり、後見制度支援信託を勧める場合には、裁判所ではどのような説明をしているのでしょうか。

また、成年後見開始の申立てで鑑定が必要な割合はどれくらいで、鑑定料はいくらぐらいになりますか。

■ 専門職後見人を追加選任したり、後見制度支援信託を利用する場合には、まずはこれまでの親族後見人の職務遂行に対する労をねぎらうとともに敬意をお伝えした上で、十分に御理解いただけるよう丁寧な説明を心掛けています。

さらに、後見人に十分に御理解いただくための説明の在り方については、引き続き検討を重ねているところです。

○ 鑑定が必要な事件は、概ね1月に1件くらいの割合です。事案としては、本人の能力について親族間で争いがある場合です。鑑定医には、10万円以内で鑑定をお願いしている例が多いです。従前から掛かり付け医に看てもらっている場合であれば、7万円くらいの例もあります。

○ 申立件数が全国で年3万件くらいなのですが、全国の認知症の方の数からすると少ないと感じました。この点については、どのように考えていますか。

◎ 盛岡家庭裁判所の事件数で見ると、少ないと感じています。後見制度を利用することで財産を守ったり、重要な契約をするなど、その必要性を感じた方が申し立てている場合が多いと思っています。そこまでの必要性を感じないと、実質的に後見制度の利用の必要性があっても申し立てには至らないようです。

精神的な病気で病院に入院している場合、病院で財産を管理しているようなので、家族が後見制度の利用の必要性を感じないため、申し立てには至っていないケースもあるようです。潜在的には、成年後見制度を利用する必要性

のある事案はもっとあるのではないかという印象です。

- 病院で寝たきりの植物人間である場合に、配偶者がその本人の財産を勝手に処分したり、お金を私的に流用していた場合、事件にはならないのでしょうか。また、こういった方への広報が必要なのではないのでしょうか。
- 告訴されて事件にならないと、捜査機関では把握できないのが実情です。
- パンフレットの2ページ目に、能力の度合いに応じて、後見、保佐、補助の3段階に分かれている記載がありますが、補助は、本人に残存能力があるものの自分の能力に不安がある部分を補助人に代理権を付与してお願いするというものです。買い物等の日常生活はできるので、その部分については通帳を本人が管理するというもので、法律は能力の程度に応じて3段階の設定をしています。
- 誰かが言っていたのですが、夫婦だからこれぐらいの財産なら使っていいという考えなのですね。
- ◎ どこまで使っていいのかという線引きが難しいので、後見制度を利用してしっかりと財産を管理することで、その線を越えることを防ぐことができると考えられます。そういう意味で、本人の財産を守ることができる制度と言えますし、そのように運用されています。

5 テーマの公募

- (1) テーマについての意見なし
- (2) 随時募集

6 次回期日等

- (1) 次回候補日

地裁・家裁合同委員会 平成27年9月下旬又は同年10月上旬
午後1時30分から2時間程度

- (2) テーマ 未定